

うえの事務所通信

こんにちは。年末で皆様お忙しくされていると思います。

お風邪など引いていませんか？

今年の冬は寒いと言われており、朝など寒さを実感します。

そんな寒い冬の朝ですが、館林市の城沼には白鳥が毎年越冬のため飛来し、それを散歩がてら見に行くのが日課であり楽しみでもあります。

平成30年4月から、1年とか半年の期限付きの契約をしてきた社員さんについて、通算で5年以上契約した場合、社員さん側に無期転換権が認められることになります。

1年とか半年の期限付きの契約社員さんについては、これまで会社の経営が厳しくなった場合には止むを得ず更新をしないということもあったかと思います。

しかし、今後は、契約の更新をしなかった場合に、契約社員さん側から無期契約への転換を求められ、更新打切りが出来なくなるおそれがあります。

この問題に対処するため、今後は、契約社員さんを雇う場合には、いつまで雇うかを予め決めておく、当初からいつまで雇うかを話しておくべきだと思います。

また、契約社員さんが無期転換権行使し無期の契約に変更になった場合に、その社員さんに適用される就業規則も作成しておいた方が安心で、特に社労士先生はこの点を意識された方が良いでしょう。

来年の4月以降は、労働者側が突如無期転換権行使してくる事案が増えてくると思いますので、備えあれば憂いなしと言いますから、今からその準備をしておきましょう。



11月21日の研修の様子

11月21日に、社労士会の栃木県県南支部で開催された勉強会で講師をさせて頂きました。合計で24名の先生方が出席され、債権の時効、解雇の有効性、退職勧奨、定額残業代等の問題について、私が経験した事例などを踏まえながら、お話ししていました。

皆様とても熱心に聞いてくださり、第2部はディスカッション形式にもしたことから、活発に議論がされました。

時間外労働については、先生方が体験した事例などもお話しいただき、私も勉強になりました。

その後の懇親会にも参加させてもらい、和気あいあいとした雰囲気の中で楽しい時間を過ごせました。

最近、メンタルヘルスの問題が注目されています。我々士業も重圧の中で仕事をすることも多くうつ病などになる可能性があり、気をつけなければいけないと思っています。

社労士の先生方の悩みが分かるのはやはり社労士の先生ですので、勉強会や懇親会で同業者との関係性を持ち、たまには悩みを話したりお酒を飲んだりするのは自身の健康のためにも大切なことだと思います。